

令和 8 年度徳島県中小企業特別高圧電力料金補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある企業の負担を軽減するため、特別高圧電力に係る経費に対し、予算の範囲内で、令和 8 年度徳島県中小企業特別高圧電力料金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和 5 8 年徳島県規則第 5 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）徳島県内に所在する中小企業（みなし大企業、第三セクターを除く。）のうち、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）

（2）施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する徳島県内に所在する商業施設又は協同組合（以下「商業施設等」という。）に入居し、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者（以下「テナント事業者」という。）及び商業施設等の運営を行う者（以下「運営事業者等」という。）

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

（1）発行済株式の総額又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有していること。

（2）発行済株式の総額又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有していること。

（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること。

(経費及び補助額等)

第 3 条 経費及び補助額等は、次の表に掲げるとおりとする。

経費	補助額	補助対象期間
交付対象者が負担した特別高圧電力に係る電気料金	特別高圧で受電する電力の合計使用量に 1 k W h 当たり 1. 8 円を乗じた額	令和 8 年 7 月分及び令和 8 年 9 月分
	特別高圧で受電する電力の合計使用量に 1 k W h 当たり 2. 3 円を乗じた額	令和 8 年 8 月分

運営事業者等が第4条第2項によりとりまとめを行う事務手数料	テナント事業者1社当たり1,050円を乗じた額	令和8年7月分から令和8年9月分
-------------------------------	-------------------------	------------------

- 2 補助金の交付額は、次条第1項に規定する申請期間毎に算定するものとし、各月における当該算定額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 第2条第1項第1号に規定する中小企業者の交付申請に当たっては、申請を行う交付対象者は令和8年7月分から令和8年9月分までの申請について、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を、次の各号に定める資料を添付の上、令和8年12月25日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 電気使用量報告書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 特別高圧受電契約に属することが確認できる書類
- (4) 電気使用量が把握できる資料

2 第2条第1項第2号に規定するテナント事業者の交付申請に当たっては、申請を行う交付対象者は、運営事業者等に補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び誓約書(様式第3号)を提出し、運営事業者等は、とりまとめを行い、令和8年7月分から令和8年9月分までの申請について、次の各号に定める資料を添付の上、令和8年12月25日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者別電気使用量一覧(様式第4号)
- (2) 特別高圧受電契約に属することが確認できる書類

3 前項の規定により運営事業者等が申請を行う場合、運営事業者等は、前項でとりまとめた書類に、事務手数料交付申請書兼実績報告書(様式第5号)を添えて知事に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の申請書兼実績報告書を提出する者が、消費税法(昭和63年法律第108号)における課税事業者である場合には、第1項及び第2項の申請書兼実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを申請額から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項により申請書兼実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額があった場合には、当該金額を消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第6号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、交付対象者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、規則第4条、第6条及び第12条により、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、額の確定をするときは、交付決定兼額の確定通知書（様式第7号）により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた交付対象者は、通知日の翌日から起算して14日以内に請求書（様式第8号）に次の各号に定める書類を添付して、知事に補助金の請求をしなければならない。

(1) 第5条に基づく交付決定兼額の確定通知書の写し

(2) 請求書に記載した振込先口座の通帳の写し

2 前項に規定する期限までに請求書の提出がない場合には、知事は前条に規定する交付決定及び額の確定を取り消すものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条の請求書等を受理した後、速やかに交付対象者へ補助金を交付するものとする。

(書類の保管)

第8条 第4条第1項及び第2項の規定により申請書兼実績報告書を提出した者は、特別高圧電力の使用に係る帳簿及び証拠書類を、補助対象期間の末日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

2 令和7年度徳島県中小企業特別高圧電力料金補助金交付要綱（以下「令和7年度要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、令和7年度要綱に基づき、交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。